

第1 総則

1 人

(1)能力概念

	定義	誰に認められるか	能力を欠く場合どうなるか
権利能力	権利・義務の帰属主体になる地位	自然人・法人	権利・義務が帰属しない
意思能力	行為の結果を認識できる能力	概ね7歳～10歳	無効(3条の2) ¹
責任能力	(不法行為の)責任を認識することができる能力 ² (712条)	概ね11歳～12歳	不法行為責任を負わない
行為能力	自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力	未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人について制限されている	取り消すことができる

(2)制限行為能力者³(未成年者)

未成年者：年齢18歳未満の者。制限行為能力者の一種。

Q 未成年者による法律行為

原則：法定代理人の同意を得なければならない(5条1項)。得ていない場合は、取り消すことができる(5条2項)。

例外：①単に権利を得、又は義務を免れる⁴法律行為(5条1項但書)、②法定代理人が目的を定めて処分を許した財産で、目的の範囲内である場合又は目的を定めずに処分を許し

¹ 例えば、意思能力がない者がした婚姻は、「人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき」(742条1号)にあたるため、婚姻無効事由となる。

² 概ね11歳～12歳程度で認められる能力

³ 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者本人であっても取り消すことができる(120条1項)。追認は不可(124条1項)。

⁴ 未成年者が贈与者である贈与契約を解除する行為等

た財産を処分する場合(5条3項)、③営業を許された未成年者で、営業に関する法律行為⁵をする場合(6条1項)、④子を認知する場合(780条)⁶

(3)制限行為能力者（被後見人、被保佐人、被補助人）

Q 後見、保佐、補助

	定義	効果
後見	事理を弁識する能力を欠く常況にある者(7条)	法律行為を取り消すことができる ⁷⁸ (9条)
保佐	事理を弁識する能力が著しく不十分である者(11条)	13条1項各号に定められた行為を、補助人の同意なしで行った場合は取消することができる(13条4項)
補助 ⁹	事理を弁識する能力が不十分である者(15条1項)	13条1項各号の中から、家裁が補助人の同意を要する行為を審判を行い、当該行為について同意得ずに被補助人が行った場合は当該法律行為を取り消すことができる(17条1項、4項)

Q:後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判はそれぞれ併存し得ない(19条参照)。

(4)制限行為能力者による法律行為の相手方の対応

①制限行為能力者が行為能力者となった後、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。

⁵ あくまでも、営業に関する法律行為であれば、取り消すことができない例外になるだけ。営業に関しない法律行為は、原則どおり取り消すことができる。

⁶ 身分行為の根底にある考え方として、当事者の意思を尊重する、という考え方は短答でよく使えるので、おさえておくとよい。

⁷ 「日用品の購入その他日常生活に関する行為」(9条但書)と、婚姻(738条)及び子の認知(780条)は例外。

⁸ 間違いやすいポイントとして、被後見人が、後見人の同意を得てした法律行為であっても、取り消すことができる。13条や17条の規定と比較して確認するように。

⁹ 本人以外の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意が必要(17条2項)

この場合において、その期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす¹⁰(20条1項)。

②法定代理人、保佐人、補助人について催告をした場合も、同様(20条2項)。

③被保佐人、被補助人については、本人に対しても催告をすることができるが、確答がない場合には取り消したものとみなされる(20条4項)。

※制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない(21条)。

※意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない¹¹(98条の2第1項)。しかし、相手方の法定代理人又は意思能力を回復、行為能力者となった相手方が当該意思表示を知った後は、対抗可能(98条の2第2項)。

※申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない(526条)。

¹⁰ 特別の方式を要する行為(826条・864条等参照)については、催告期間内に方式を具備した通知がない場合は、取り消したものとみなされる(20条3項)。

¹¹ 被保佐人、被補助人に対する意思表示は対抗できるため注意！